

第3回 尼崎市公営企業審議会
会 議 録

1 開催日時 平成 31 年 3 月 26 日 (火) 午前 9 時 55 分から

2 開催場所 尼崎商工会議所 6 階 601 会議室

3 出席者

委員 板垣 眞輝恵 浦上 拓也

大野 悦子 瓦田 太賀四

鋤田 泰子 小谷 典子

酒井 聡 佐野 剛志

杉山 公克 寺田 智子

紅谷 昇平

(欠席委員) 足立 泰美

幹事 有川 康裕 久下 均

橋本 一義

【午前 9 時 55 分 開会】

【会長】 おはようございます。定刻前でございますが、出席予定の先生方が全員おそろいになりましたので、第 3 回尼崎市公営企業審議会を開催させていただきます。本日はご多忙のところご出席賜りましてありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員等の出席状況について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 まず、本日の出席委員は 11 人でございます。過半数の 7 人を超えておりますので、審議会は成立いたしております。

次に、傍聴関係ですが、本日の傍聴希望者は一般傍聴お一人のみです。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。本日の次第を見ましたところ、現段階では非公開とすべき事案はないと思いますので、このまま進めさせていただきます。非公開の事案が出ましたならば、その都度お諮りをさせていただきます。

そのほか、何かありますか。

【事務局】 皆様方のお手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

第 9 号「次期ビジョンの策定に係る検討資料（取組みの方向性）」でございます。また、次第には書いておりませんが、参考資料といたしまして「平成 31 年度向け施策間連携ツール」も添付しております。資料の落丁等ございましたら、申し訳ございませんが、事務局までお申し出ください。

【会長】 よろしいでしょうか。

それでは、皆様方のお手元に配られております審議会の次第に従いまして審議を進めてまいりたいと思います。

まず、2 の次期ビジョンの策定に係る検討資料の説明について審議を行いたいと思います。資料の説明後、質疑に応じていただきたいと思いますと考えております。

また、資料の内容が非常に多いという可能性もありますので、その辺をまた考えながら進めさせていただきたいと思いますが、どうしてもやむを得ないような、質疑が盛んになりまして長引いた場合、これは次回に繰越しという形になるかもしれません。そういうのをお含みおきのうえ、審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

(事務局、資料第 9 号 1 ページから 12 ページまでを説明)

【会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明で何か。私のほうが、もし時間がかかったら次回もう 1 回延ばすというふうに言ったものですから、それでちょっと早口になっているのかもしれませんが、わか

りにくいところがあったら、どうぞ遠慮なくご質問をしていただければと思います。

よろしいですか。施設、それから管路、両方につきましての具体的な内容というか、説明されましたけれども、ただいまのご説明でよろしいでしょうか。

どうぞ。

【委員】 神崎浄水場の今後のあり方というのが一番大事なことと、それと同時に、工業用水のあり方も、やはり猪名川浄水場のダウンサイジング、また水の量を今後どうしていくかということの後にこれらの計画が具体的に思ってくると思うんですけども、まずお聞きしたいのは、猪名川浄水場のダウンサイジングがどのように計画されて、これから進んでいくのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

【幹事】 猪名川浄水場のダウンサイジングのほうなんですけれども、今、阪神水道企業団と、それを構成しております神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、本市、その5市で協議のほうを進めております。猪名川浄水場のほうは、1日に水をつくる能力がざっと90万 m^3 ほどあるんですけども、それを大きく3分の2程度に施設規模を縮小する方向で今協議を進めております。その施設規模の縮小の時期は平成39年ごろを目指しております。なので、工業用水での利用となりますと、それ以降という形になってまいります。以上でございます。

【委員】 この尼崎の水余り状態というのはずっと続いているんですけど、やはり構成市との協議と、そして、このダウンサイズをどのようにしていくのかというのが一番大きなことなので、平成39年が一つのめどということですので、それに向かってこのビジョンがしっかりと具体的に、計画になるような形で、ビジョンを策定した後は、また具体的に、年度ごとも含めて、この計画が具体的にどのような形でまた市民とか議会に示していただきたいと思うんですけども、それについてはどのように考えているのでしょうか。

【幹事】 阪神水道企業団及び構成5市との協議の内容につきましては、できるだけ、また今後新たなビジョンを策定しました後につきましても、皆様のほうにわかっている情報はきちと説明してまいりたいというふうに考えております。今、まだ内々なんですけど、施設規模自体を落とすのは平成39年度なんですけれども、受水費、阪神水道企業団から水を購入するに当たって、大体年間税込みで40億円ほどの金額がかかっているんですけども、先ほど委員おっしゃいました、水が取り切れていない状況、取り残しというのが平成9年度ぐらいから続いておまして、今現在ではそれが大体水量の2割程度に達しています。ですから、金額で言いますと、40億円の2割程度、税込みで8億円弱の取り残しの金額が生じております。

それにつきましても、今協議のほうを進めておまして、まずは、今までは水道の支払いは、本市がいただいた水量にかかわらずに固定的に金額をお支払いしていたんですけども、平成32年度以降は、費用を固定費と変動費に分けて、固定費部分は今までどおりにお支払いする、変動費と申しますのは、水をつくるに当たって必要な経費、動力費とか薬品費なんですけれども、その分についてはいただいた水量の分だけお支払いする、そ

ういった制度に平成 32 年度から改めるべく、協議のほうを進めております。それで申しますと、大体年間 1 億円程度の受水費の削減につながっていくというふうに考えています。

それとともに、固定費の分につきましても、ダウンサイジングとか阪神水道企業団の経営状況とかを踏まえまして一定縮減する方向で、まずはその二つを分賦水量の削減に先んじて調整していく方向で今協議のほうを進めている状況でございます。内容につきましては、最初に申しましたように、できるだけ確定しました段階でご説明のほうをさせていただくような形で進めたいというふうに考えております。以上でございます。

【会長】 よろしいですか。

ほか、何かありますでしょうか。いいですか。

それでは、続きまして、その次をお願いいたします。

(事務局、資料第 9 号 13 ページから 19 ページまでを説明)

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明でご質問等がありましたら、遠慮なくどうぞ。よろしいですか。

どうぞ。

【委員】 失礼いたします。

15 ページのところで、何かそれぞれのところで、阪神水道さんがいろいろ持ってらっしゃるところで、阪神水道さんはほんとうに淀川流域の下流のところから取水をしているところからの費用設定をされていると思うんですけども、淀川の流域というのは、琵琶湖からずっと流れてきて、その川が流れてくるころのいろんな地方自治体が全て汚水をそこに流しているということもあり得ますよね。ほかに持っていくところはありませんので、全て川に流れてくるとしたら、夢か何か、私の妄想かもしれないんですが、それぞれ、多分、一番近いところ、2 番目のところ、3 番目のところ、末端のところということで、やっぱり水質が変化してくると思うんです。そうすると、それぞれの地域で汚水が出ている部分については、その市のところで少し責任をとっていただくというような形の話し合いを流域事業体の環境行政部門というところで検討していただくということは可能なかな、というふうにお話を伺いながら考えてしまいました。

尼崎市は、ほんとうに阪神水道さんが取られるところは海に直面したところなので、かなり流れている水の汚染度が違っているのではないかなと思うんです。これも数値がわからないので勝手に妄想しているだけなんですけれども、もし実際そういうことがあるのであれば、ちょっと上流のほうの地域のところでの、その地域が持っておられる部分についての責任感、それをやっぱり水を浄化するための金銭にかえていただくというような話をしていただけたら、尼崎市も、阪神水道さんで賄っているところの本市のところが少し負担する金額が減るのではないかなというふうにちょっと思ってしまったんですけど、可能かどうか、全く汚水の汚れ、汚染度は皆一緒なのかどうか、その辺もよくわからないのですが、ちょっと疑問に思いましたので。

【会長】 市のほうでご説明をお願いできますか。

【公営企業局】 今ご質問いただいた件ですが、こちらのほうにも書かせてもらっておりますが、まず、淀川流域の水質に関しまして、河川管理者を含めて、淀川水質汚濁防止連絡協議会等がございます。こちらのほうの活動内容としまして、上流域及び河川管理者に対しまして、水質の保全の取組をいろいろしていただくような要望等を行っております。この要望活動の結果におきまして、八幡地区ですね、上流域なんですけれども、こちらのほうは自動車の解体業者等が多いんですが、この辺に油水、油を水とを分離する装置を取りつけるようにということで、取り付け率が向上しておるといような結果も出ておまして、一定の改善の方向には進んでおるといことはございます。

【会長】 よろしいですか。今の説明で納得されましたか。まだどんどん言っていて結構です。

【委員】 ちょっとよくわからなかったんですけど、そしたら、水質汚染は、上流と下流とでは、いろいろと上流のほうでは対策をされているけれども、尼崎市が取っている、阪神水道さんが取水されているのとそう変わらない汚染度ということになるのでしょうか。

【幹事】 13ページをご覧いただきましたら、説明をちょっと書かせていただいているんですけども、まず、公共用水域へ下水などを処理して放流する場合の水質などもきちんと法律のほうで定められております。そういったことで、上流域の下水道事業者さんから放流される分についても、水質については当然その基準内のものが放流されるということになっております。したがって、上下流で全く違いがないかといえば、少しの違いはあるんですけども、昔に比べると、非常にそういった法律、規制が強化されてきたということもございまして、水道の水源となる水質については非常に改善がされてきて問題がないような状況です。

あと、費用負担のほうに関しましては、そういったことよっての費用負担で何かという話し合いについては、現在そこまでの状況ではありません。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 上流のほうでの水質の汚染度と阪神水道さんが取られているところの水の汚染度には違いがありますか。

【幹事】 放流される以外に、川ですので、琵琶湖から自然に流れてくる水量がございしますので、当然、放流された水質よりも薄まったような状況で流れてきますので、阪神水道企業団さん、最下流で、先ほど海のそばということをおっしゃられたんですけども、淀川大堰でそういった塩水、海の水が上がってこないような、そういう堰の上流側で取られております。そういった意味合いから申しましても、放流された水質よりもさらに水道の水源としての、原材料としての水質というものは問題ないような状態で取られています。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ほかにご質問よろしいですか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

(事務局、資料第9号 20 ページから 26 ページまでを説明)

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、何かご質問等ありますでしょうか。

部会参加者の方たちは、部会に参加されていなかった各委員の先生方のご意見をまず優先して、控えてくださいというふうにちょっと言いましたけれども、検討する時間はまだ十分ありますので、部会の先生方も何かあればご指摘していただいて結構です。なおかつ、また前にさかのぼっていただいても結構です。よろしいですか。

私のほうから一つ。せっかく議会の議員の先生方もおられますので、ぜひともこれは考えていただきたいというのが、まず 21 ページですね。21 ページのほうでは、イメージ図として、水道部、下水道部、それからポートルース事業部を統合組織にしてしまうという形になっておりますけれども、このポートルース事業部というのは、これは収益事業でして、下水道部と水道部というのは、これは公益事業で、全く違うんですね。私は会計を専門にしておりますので、違和感があります。例えば、ある 1 人の人間がこの三つの事業の会計を全部担当されたとしますよね。そうすると、その人件費の配賦を時間配分で配賦するのか、どういう基準で三つの事業に配賦していくのかによって、それぞれの事業の負担額が違ってくるんですね。だから、これは非常に難しい問題を秘めたなと思ったのは、後々、例えば将来、水道料金を値上げしなきゃいけないといったときに、水道料金とは関係のないポートルース事業の要素が入り込んでしまう可能性もあるんです。だから、この辺は明確に分けてコスト運営し、事業を運営していただかないと難しいなと。もちろん効率化を図られてやられることは大いに結構ですが、安直に、独立した事業体なので三つ一緒にやれるというような議論を展開されると、これは話にならないんです。要するに、公益事業にかかったコストを利用者の皆さん方に負担していただくというのが今の独立採算の原則でございますが、収益事業は全く違いますので、投資した金額以上のお金をとにかく事業から稼げという形になりますので、目的が根本的に全く違ってくるということです。

その意味からいいますと、また料金体系の見直しの件もありますけど、現行の逦増制というのは、利用の抑制を意図したものですよね。だから、本来は、公営企業の事業体の総コストを単純にどうやって利用者の方々に負担していただくかということで、基本料金と従量料金の両方で回収していると思いますけども、この考え方は、例えば今せっかく市民の方が、例えば毎日お風呂に入るのをやめて、節水されてシャワーを浴びられているというのを、お風呂に入られたからといっても、ほとんどコストが変わらないんです。だから、今の段階ではむしろ責任水量を取り切っていないんですね。だから、卸の製造の段階のコス

トというのはほとんど変わっていませんので、しかも、これはほとんどが固定費なんですよ。だから、できるだけ市民生活を快適にさせていただくためにはもっともっと使ったらいいんですね、ほんとうはね。使っていただいて結構なんです。にもかかわらず、多く使えば、料金がぼんと個々人の利用者に負担が行くような仕組みになっていますので、本来はもっと快適な市民生活を営んでいただくような料金体系であってしかるべきものを、使わないように、使わないようにという形でやって、責任水量も全部取り残してしまうという状況が今の現段階で起こっているのです、その辺は早急に検討していただくことが必要なんじゃないのかなというのが私のほうからちょっと指摘しておきたいなと思いますけれども、10年後の姿にどういうふうに反映されるのかは水道部門にお任せするとしても、先ほどのポートレースにしろ何にしろ、市民の皆さん方が快適な市民生活を営めるようなビジョンであってほしいとは思っております。

ほか、何か、この場でぜひ言っておきたいということとはございませんか。この後はまた実施計画と、そういう形になっていきますので、今ご指摘いただいたほうありがたいということになると思います。

【委員】 じゃ、すいません、私、よろしいですか。

部会ではたくさん発言させていただきまして、今日は私らは主役ではないので、発言は控えようと思ったんですが、時間が余っているということですから、少しちょっと私のほうからもコメントを差し上げたいと思うんですが、今回、ビジョン策定ということで、20ページ、21ページにありますように、40年先を見据えた今後10年間のビジョンを策定するというので、今現在水道事業が抱えている課題、人口減少という社会構造の変化に対して、施設の老朽化、当然、人口減少に対してダウンサイジングも考えていかなければならない。それは老朽化に対する対策をしながらと。それと、もう一つは、やはり自然災害に対する備え。強靱な施設を構築するためには、当然そのために非常に費用をかけて整備していかなければならない。

ただし、今ご発言あったように、今回、公営企業局というものを立ち上げられる際に、水道、下水道、ポートレースが一つになったわけですが、おそらく職員数は効率化されて少なくなっていくであろう。ただし、施設規模というのはそう簡単には縮小できませんので、施設規模を維持しながら、しかし、職員体制というのはどんどん削減されて、施設を支えていく職員数という意味では、非常に将来的に見通しがちょっとどうだろうという疑問はありながらも、今後10年間については何とか合格点を与えられるビジョンがこれは作成できるのではないかと。

21ページを見ていただくと、確かに平成41年まで収支が赤字にならずということなんです、あくまでこれはそこまで延命措置が施されたということで、その後を見ていただければわかりますように、すぐに赤字に転落してしまうということです。その棒グラフを平成71年まで伸ばしてあるのを見ていただくように、これは損益の部分ですので、投資が入っていませんけれども、投資を含めても、損益を含めても、40年先までも費用はそう変わらない程度に推移していくということとをまずご理解いただいて、費用が変わらないと、事業量がそれだけ必要になってくるということです。しかし、人口は減っていく、収入は減っていくということです。収入も減って、人口も減って、将来、40年後も費用はそう変

わらないということであれば、当然1人当たりの負担というのはもっとも大きく
なっていく。当然これは料金の値上げで対応していかざるを得ないということ
なんです。一方、少子高齢化がどんどん進んでいきますと、何となくご理
解していただいていると思いますが、将来的には単身の高齢世帯がどん
どん増えていく、おそらく格差がどんどん広がっていく社会構造になる
であろう。そうすると、貧困高齢世帯というのが多く発生してくる
のではないかと。そうすると、料金はどんどん上がっていかざるを得
ないにもかかわらず、それを負担していただける世帯というのがどん
どん減少していくのではないかと。そうすると、現世代が負担できる
力と将来世代が負担できる力というのはおのずと変わってきますので、
今負担すべきなのか、将来負担すべきなのか、そういった世代間の負
担の公平性というのも本来考えなければならぬんですが、まだ全国的
にもそういう議論の盛り上がりというのがありますので、まだそこま
では議論が追いついていないというところではありますけれども、そ
ういった将来の社会構造の大きな変化を踏まえても、今我々が何を
考え、何を計画し、行動に移すべきなのかというのはやはり当審議
会においてしっかり議論していかないといけないのかなと。今回、ビ
ジョンということで策定はされましたけれども、この10年間はいい
としても、その次の10年間はさらに厳しくなるということはずい
ぶんご理解いただいております。

あとは、コンセッションもありました官民連携について今後検討しな
ければならないのではないかと。ということなんですけれども、皆さんも
あちこちまちを歩いているとお感じになられると思いますが、外国人
の労働者が非常に増えている。コンビニに行けばほとんど外国人の方
ですし、私は先日、自転車に乗ってましたら、工事現場で聞きなれ
ない言葉が耳に入ってくるので、ぱっと見たら、ベトナムの方かと思
いますけれども、工事現場で普通に働いておられるということ。新
聞報道、テレビなどで見ると、介護では当然外国人の方が多数入
ってきておられるということですね。水道事業、下水道事業という
のは公務員の方々が携わっておられるわけなんですけれども、行政
において外国人の方が雇用されるというのはかなり難しいという
ことであれば、職員数がどんどん減っていくということであれば、
水道事業体、下水道事業体でさばき切れない仕事というのは、当
然、官民連携として外部委託していかざるを得ない。委託先とい
うのは必ずしも、そこも既に人口減少が進んで、組織が脆弱にな
ってきていますので、委託すべき相手は海外の経営主体あるいは
外国人の方々にならざるを得ない。

そういったことも考えて、官民連携のあり方、将来的に水道事業
を持続可能なものにしていくという意味で、今後は多様な官民連
携のあり方というのを検討していかざるを得ないのかなという
ふうに考えています。そういう意味では、コンセッションはあくまで
方法の一つであり、コンセッション以外にも、第三者委託とか包
括的民間委託、いろんな方法があります。これは尼崎市さんにと
って一番望ましい方法で検討されていくべきであろうと思いま
すが、お隣の大阪市さんは既にコンセッションを配水管の更新の
部分においてだけ導入するというようになっております。つまり、
コンセッションというのは運営権の設定次第で、多様な範囲を
限定することによって、またその利用料金は、地方議会で条
例を定めることによって利用料金の範囲を定めることもでき
ますし、運営権の設定そのものは厚生労働省の許可が必要
になりますので、必ずそこには国の検査が入ります。そう
いう意味では、コンセッションは、そういった法律によって、
あるいは国の定めによって、かな

り今回いろんな批判がありましたので、慎重に制度設計がされているものですので、それも一つの選択肢として検討に値するものではないかなというふうに思います。

以上、私の感想です。

【会長】 ありがとうございます。水道部、何か。いいんですか。

ほか、何か質問。どうぞ。

【委員】 先生方がおっしゃったように、議会としてもいろいろ議論があったんです、この公営企業ですね。何で、要するに、モーターボート、収益事業が入るのかということだったんですけど、結果的に公営企業の会計でそれぞれきちっと独立してやっていこうと。公営企業として、ボートレースは自分のところの経営改善計画も立てて、しっかりと将来の収支も踏まえてきちっとやっているのが現状なんです。それで、赤字になっても当然税金はつぎ込めませんが、現状は一定の金額を尼崎市のほうにいただいて、それをもとに、別な事業ですけど、基金に充てていこうということもやっていますので、効率的に言ったら、何か入ったのがおかしいなというふうに思いますけど、組織体系としては、当局にちゃんと説明してもらいたいんですけど、例えば水道、上水、工水、そして下水と公営企業会計が一緒になって、例えば総務部門ですね、例えば人材育成とか経理とか料金とか、そういうのは多分合理化されていると思いますし、特に職員の配置についても、今民間委託を進めておりますので、そういう点では職員をこれ以上増やさないということはあると思います。ただ、内容的には、さっき言った技術の継承とか、そういうベテランの方がいなくなった後どうするのかというのはあると思うんですけど、そういう点では、尼崎市の組織体制は平成31年度も変わりますけど、合理化には進んでいると思います。

ご心配みたいに、モーターボートで失敗しても水道とか下水には連携しないです。これはきちりとした形になっていると思いますけども、ただ、ご心配があるのは重々わかっていますし、私が一番危惧しているのは、現状のままでいくと平成38年度には赤字になるけど、今日お示しされた計画では水道料金は値上げしないと。実際、前、値上げしたとき、大変な議論が議会でも起こりまして、当然市民の方の生活に直結しますので、そういうことがないような形でしっかりと計画を進めていってもらっても、多分いろんな状況のもと、やっぱり狂ってくるということもあると思いますので、その辺は慎重に、やはりこの10年間乗り越えたうえで、次の10年間をどうするのかというのもきちっと、こういう形でしっかりとビジョンを作成してもらった後も、やはり市民の目、また議会の目、また先生方の目できちりと検証していただいて、またアドバイスしていただければいいんじゃないかなと思うんですけど、組織のことについて私の理解はどうですか。

【幹事】 私のほうで、今ご指摘いただいた、水道、下水道、ボートレース、それらの事業を所管させていただいています。

まず、この目的といいますのは、当然、この20ページに書いていますとおり、水道あるいは下水において、事業が縮小していく中で、ここでは水道事業、あるいはあわせて下水道事業も安定的に運営して、40年後も安定的な供給、安心した水あるいは下水の処理ができるような体制をまず考えていきたいなというのがございました。

ボートレースも地方公営企業法の適用でございますので、その分を含めて、当然、今、委員からもございましたように、収益のほうはきっちりと会計で分けてやらせていただいて、この21ページ、ちょっと小さい図ですけども、イメージ図にあるとおり、経営部門、計画部門、工事部門ということで、それぞれ、今のところは、水道部、下水道部、ボートレース部ということで分かれておりますけども、このビジョンが始まる平成32年度に向けては、この部分でそれぞれ3部門について、統合できる部分はまず統合していきたいなというふうに思っています。

まだ公営企業局は船出して1年やっとたったところでございますので、これからこの1年間で出た課題なんかを平成31年度に整理した中で、32年度はもうちょっと効率的な組織にしていきたいなと。その中で、「さらなる効率化」に書いていますとおり、社会環境の変化とか、あと、先ほどご指摘ございました、これからの官民連携、あるいは阪神間の広域化ですね、おそらく阪神間の場合は阪神水道企業団がございまして、改正水道法にありますとおり、まず管路の広域化というのが課題になってくるかなというふうに思います。また、その下地といいますか、素材もございまして、その中で、その次に官民の連携なんかも含めて考えていきたいなというふうに考えております。この組織がおそらく40年後までもつかどうかというのはわかりませんが、まずはそれに向けてより効率的にやっていって、10年間ではなくて、もう少し先を見据えて、やっと組織に、これから順次この組織を成熟させていきたいなというふうに思っております。

組織については以上でございます。

【会長】 私のほうからちょっと一言だけ言っておきますね。

先ほど私が言ったのは、要するに、単純に言うと、直接費とか、そういうものは会計的に分かれるんですよ、当たり前なんです。だから、総務部門とか、そういう共通の部分を一括にしてしまうことにおける問題点がありますよと言っているんです。要するに、なぜ問題点なのかというと、今言う水道とか工業用水道、下水道、もう一緒ですけども、要するに原価、つまり総費用を利用者に負担していただく。じゃ、その費用を頼むものは何かといった場合、直接費以外にも間接費があるんですよ。その間接費を確定しなきゃいけない。にもかかわらず、三つの事業が一緒くたになっていて、単純にどうやって人件費なんかを配賦するんですかと。だから、総務部門の人件費、総務部門の建物の減価償却費なんかをどうやって配賦するんだと。机の大きさなんですとか、それとも人の数ですとか。要するに時間数ですね。誰がどの時間にどういう仕事をやったかというのを全部確定させるのかと。要するに、そういう配賦基準というのは非常に難しい。これは管理会計のほうでもよくやっているんですけど、製造間接費の配賦というのが一番難しいんですよ。

そういうものが、例えば将来的に、ボートレースが今黒字であったとしても、長期的には、カジノができたり、いろいろありますので、赤字になってくるかもしれないと。にもかかわらず、総務費というのが一緒くただった場合、それをどうやってかぶっていくんだということですね。その辺も全部含めていくと、公益事業に関しましては、常にその事業、つまり水道だった場合は、水道の利用者がその費用を負担するんですよという形です。だから、それ以外の要因が入ってくると、大きな問題になってくるということです。

それから、高齢化社会における税の投入ですが、高齢者負担というのは、基本的に水道

料金は応益負担ですから、利用した人に対して、利用量に応じて基本的には負担をしていただくというのが原則なので、所得の再配分というのは税の役割なので、税のほうで、議会のほうでしっかり吟味、審議してもらいたいと思うんですけどね。

あと、さらにもう一点つけ加えておきますと、高齢化社会ということで、単身の高齢者の世帯があると思いますが、電気、ガス、水道の中において、電気もガスも異常を知らせるようなものというのはなかなか見つかりにくい。ガス漏れとか、そういうのが起これば別ですけども、電気は常に流れておりますので。ところが、水道だけは、水がとまってしまっていると、全然使われていないということは、何らかの異常が起こっているんです。それとか、水が出しっ放しになっていると。これは全部わかるんですよ。だから、水道だけが、見守りというか、そういうものに関して非常によくわかるので、だから、異常データをぴっと知らせられるようなものにすればいいと。ただし、それは料金の中で全部賄うんですかと言われると、ちょっと問題があると。やっぱり税の中で、要するに、高齢世帯の福祉というか、そういうものと一緒になって事業を展開していく。だから、税と、要するに市長部局と、そして事業管理者側が一緒になって事業を進めていきたいと思います。推進を図りましょうということは、もっと図っていただかないと。私は一番最初に、30年前にこれを言ったと言いましたけども、そのときは、電気、ガス、水道の三つが同じメーターを何回も検針に来るんですよ。これは1回でいいじゃないかというのでしつこくやったんですけども、なかなか電力会社もガス事業者も、先生の考え方はよくわかると、わかるけどもという形で実行がされなかったということがあったんですけども、最近では、スマートメーターとか、そういうものによって情報をできるだけ早く市長部局がつかんで、どこの世帯に異常が起こっているのかというのを的確に見つけ出すのが一番、最も効果があるのが水道だと思っているんですね。そういう意味から、私はどちらかというともっと早くやっていただきたいなというふうには思っております。ただ、水道事業部の料金だけでそれを賄えというのはちょっと難しいと。

そういうふうなちょっと私の意見ですけど、ほか、いいですか。私が1人でしゃべっていてもしょうがないので、議員の先生、どうですか。よろしいですか。

【委員】 もう皆さん今おっしゃっていただいたことで大体。

I C Tとかこの辺が、今、会長おっしゃったとおりで、本来一番早く進まなきゃいけないところが、水道においては何か一番ほんとうに遅れているような、そこは確かにご指摘のとおりで、I C Tについて他の自治体がどんな取組をされているのかちょっと勉強不足で全くわかっていないんですけども、一番進んでいるところで今どのような動きが、自治体というレベルにおいてではどんな動きがあるのかを、もしおわかりになられるようであれば教えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【幹事】 近隣では神戸市さんのほうが、工業用水道について、事業者の数が限られているということと、一定離れているというのがありますので、その工業用水の検針について、スマートメーターの活用などを検討されているというのはございます。以上です。

【委員】 といっても検討段階ですしというようなところで、今、会長おっしゃったと

おりで、ほんとうに高齢世帯へのというようなところはすごく的確なご指摘だなというふうに思ったんですけど、そんなところまで自治体レベルでやっているという、やっぱりまだまだ全然実例はないぐらいの感じになるんですよ。

【幹事】 なかなか戸別の世帯全てということになりますと、まず、技術的な問題と費用的なもの、それと、水道を出している、出していないでその家庭の状態がわかるのと裏腹で、例えば、出している量によって、いつごろに在宅されているのか、何人世帯なのかというような個人情報的なものが全て情報で流れる形になりますので、そのあたりのセキュリティの問題もあるかと思えますので、まだすごく実用化がされているという状況ではないというふうに思っています。以上でございます。

【会長】 全世帯においてというのはちょっとまだなんですけど、東京都などは、要するに希望者にはそういうのをつけるとか、そういうのもかなり関東のほうの各自治体でも進んでおります。それぞれの電力会社の見守りとか、そういうものに関しては会社が独自にやり始めましたけれども、要するに、私が言っているのは、お金をもらってやられるところは別に構わないんですよ。お金も払えないところも結構ありますので、そうすると、尼崎市全体で市民の、独居老人とか、そういう形の方たちを見守れるようなシステムができないのかと。なおかつ経済的にそれが効率的な手法でできないのかといった場合は、できるのはこのスマートメーターでしょう、単純に言うと。異常データをぴっと出せばいいだけなので、今まで、従前の何年間の水の使用量とか、そういうものが全部蓄積されていますので、それから異常データをぴっと出せばいいだけなんですよ。そしたら、すぐにわかるんですね。だから、それを水道部がやるんじゃなくて、すぐに市の福祉局とか、そういうところに連絡すればいいだけなので、異常データが出たときに出せばいいだけというのはいつでもできることなんです。だから、こういうのも長期的に、総合的に考えて、いろいろぜひ議会でも問題にさせていただきたいと、やっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほか、何かありませんか。よろしいですか。

【委員】 結構です。

【会長】 何か事業体のほうで、どちらかよろしいですか。商工会議所ですか。何かありませんか。工業用水とかよろしいですか。

【委員】 いや、特に。

【会長】 いいですか。

【委員】 持続的に工業用水もやっていただければ。

【会長】 そうですよ。災害にも強い工業用水の形態をつくっていただきたいと思いますという

ことですね。

それでは、以上をもちまして、この方向性で次期水道ビジョンを進めていくということ
でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 いろいろまだ問題点があるところはありますが、とりあえずこの方向でとい
う形でやっていただきたいと思います。

それでは、次でございますが、次第でその他でございますけれども、何かございませ
うでしょうか。

【事務局】 その他でございますが、お手元のほうで、参考資料といたしまして、A3
の紙で2枚ものの「平成31年度向け施策間連携ツール」という資料をつけさせていただ
いております。それをご覧ください。この資料は、市のほうから各付属機関の委員の皆様の
ほうにご承知おきいただきたいということでご説明を求められておりますので、簡単では
ございますが、説明させていただきます。

(事務局、参考資料「平成31年度向け施策間連携ツール」を説明)

【会長】 ありがとうございます。

ただいまのことにしまして、何か質問等はよろしいですか。

今日はちょっと大分早く時間が終わりました、お手元のものにしまして、あと次回開
催日程等がございますので、今までの点で何かご質問とかよろしいですか。

それでは、式次第によります次回の開催日程等について、事務局のほうからお願いいた
します。

【事務局】 本日、次期ビジョンに係る審議内容につきましてはほぼ出尽くしましたの
で、これまでの意見を総括いたしまして、事務局のほうで次期ビジョンの原稿についてま
とめていきたいと考えております。この内容につきましては、平成31年7月ごろをめどに、
改めてこういった公営企業審議会の全体会を開催させていただきまして、そこで説明させ
ていただくとともに、内容についてご意見をいただきたいと考えております。

また、それまでの間につきましては、この次期ビジョンの考えを実現するためにどのよ
うなことを実施していくのか、これにつきましては、改めて部会を開催させていただきま
して、お示しいたしまして、ご意見をいただきたいと考えております。

先ほども言いましたが、次回の公営企業審議会の全体会議の開催時期の予定は7月とな
っておりますので、また後ほど皆様のご都合を聞いて、日程調整したいと考えておりま
す。あわせて、4月から6月の間に部会等の開催も考えておりますが、これにつつま
しても、現時点で皆様のご都合をまだ聞いておりませんので、改めて日程調整いたしまし
て、都合のいい日程を調整したいと考えております。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして第3回公営企業審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【午前 11 時 40 分 閉会】